「沼津市教育大綱（案）」に関する意見募集の結果について

「沼津市教育大綱（案）」に関して意見の募集を行い、下記のとおりご意見をいただきました。
いただいたご意見については、参考意見とさせていただき、「沼津市教育大綱（案）」は「変更なし」といたします。

「沼津市教育大綱（案）」について

⑴　「ルールを守り、マナーをはぐくむ教育」とは

【意見】

「ルールを守り、マナーをはぐくむ教育」とは、具体的に何をするのでしょうか？
やりすぎと思われるかもしれませんが、学校や教室にカメラ、レコーダーを設置してみてはどうでしょうか。
最近もいじめで自殺した生徒がいましたが、自殺する子は結局いじめに遭っていることを言えないし、言うとさらにいじめに遭うのです。
大綱を読んで、できもしないこと書いてどうするのかと思いますが、兎に角、学力を上げて監視することでしょうか？
ルールを守らせるにはルールを教えること。
憲法、刑法、民法を教えないとだめではないでしょうか。

【意見に対する考え方】

貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が、本年４月１日より施行され、地方公共団体の長に大綱の策定が義務づけられました。
文部科学省からの通知で、大綱は、市長が地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定め、地方公共団体として教育施策の方向性を示すものであり、具体的な施策について策定するものではないものと定義されております。
「ルールを守り、マナーをはぐくむ教育」につきましては、家庭における家族とのふれ合いをはじめ、幼児教育における自然や幅広い世代、地域とのふれ合いを通じた遊びや学び、学校教育における道徳教育、学校行事、特別活動、部活動、文化芸術に触れる機会などをとおして、子ども達が社会の中で人として守るべきことに気づき、人間としての生き方についての自覚を深めていけるよう、教育の各段階で具体的に取り組んでまいります。